

## 四條畷市特別職報酬等審議会 第3回 審議概要

1. 日時 令和6年1月23日15時00分から15時55分
2. 場所 四條畷市役所 本館2階 ミーティングルーム
3. 出席者  
出席委員：桑野委員、金谷委員、上村委員、平山委員、角田委員、青柳委員  
欠席委員：なし  
西口理事兼総務部長、浅倉総務部次長兼総務課長、溝口人事課長、事務担当田中、豊留議会事務局長、磯野議会事務局課長
4. 議題  
市議会議員報酬及び政務活動費の額について
5. 議事要旨

### (1) 第2回審議会の振り返り

市議会議員の議会活動及び議員活動について、議会事務局職員及び説明員である前市議会議員の瓜生氏からの説明を受け、理解を深めたのち、議員報酬及び政務活動費の額について議論を行った。

議員報酬の対象となる活動範囲については、議会活動及び議員活動であり、政治活動は含まれないことなど、基本的事項を踏まえ、議員報酬算定の基準方式として、7つのパターンを基に議論することとした。その7つとは、①市政への貢献度を把握し、それを基に定める考え方、②市職員の給与を基準とする考え方、③国会議員の歳費を基準とする考え方、④日当制を根拠に算出する考え方、⑤市長の給料額の算定方法を基準とする考え方、⑥比較方式、⑦議員活動換算日数を算出し、市長給与と比較する方法である。

結果、議員活動の日数等を算定基礎としているものについては、本市では議員活動について明確な基準等が存在しないことから、算定が困難なものとして除き、最終的には、3年前の審議会でも市長、副市長及び教育長の給料の額を検討した際に様々な議論を行った経緯から、議員報酬についても同様の算出方法としたほうがわかりやすく、かつ現実的な数字が現れてくるのではないかということから、議員報酬算定の基準方式については、⑤市長の給料額の算定方法を基準とする考え方により算定することに決定した。

次に、政務活動費については、現行の金額の維持や増額などの意見があり、それら意見を踏まえて審議することで議論にふさわしい資料の提出と各委員が次回に意見を持ち寄ることとなった。

### (2) 配布資料の説明及び前回資料の補足説明

- ・前回、職員の平均給料月額が平成10年と令和4年で比較すると約20%下がっていると説明したが、その要因は、純粋に給与水準が下がっていることもあるが、職員の平均年齢が下がっていることに加え、

大きな給与制度改革があったことも影響している。

- ・議員報酬が現行の金額となった経緯については、平成 7 年度に開催された特別職報酬等審議会により増額という答申により現行の金額となった。答申文を見ると、当時はバブル崩壊後で財政も悪化しているなか、職員給料や他団体の状況を見て増額と判断され、以降、改定なく現在に至っている。

### (3) 議員報酬及び政務活動費について審議

#### ア 議長及び副議長の報酬について事務局から資料を基に説明

- ・前回会議において「市長の給料額の算定方法を基準とする考え方」により議員報酬を算定することに決定したため、その方法により試算すると 47 万円となる。
- ・次に、議長及び副議長の報酬について議論するにあたって、2つのパターンを提示。
- ・1つめは議員と同様の算定方法である。試算すると議長が 56 万円、副議長が 50 万円となるが、この方法は、議員と議長及び副議長との差が現行よりも大きくなることとなる。
- ・2つめは、現行の議員報酬との金額差の割合による算定方法である。47 万円と定めた議員報酬額に、現行の差の割合をかけると、議長が 52 万円、副議長が 49 万円となり、1つめの方法よりも大きな減額となる。
- ・議長及び副議長と議員の報酬の差を議論するにあたり、仕事の差を知る必要があるため、資料を基に説明する。
- ・令和 4 年度の本会議や委員会等への出席状況は、無会派の議員が 47 回に対し、議長及び副議長は 89 回である。
- ・理事者から正副議長への案件説明については、令和 4 年度で 210 回であり、日数にすると 120 日である。
- ・議長会や行事等への出席状況であるが、コロナが終息し増加していることから見込として、年間、議長が 88 回、副議長が 30 回である。
- ・議長については、議会事務を運営する総括者、決裁者でもあるので、決裁を行うため、来庁することも多い。

#### イ 委員意見等

- ・現行の議員と議長の差が 6 万円であるが、先ほどの説明を聞いて非常に忙しいし責任重大だと思うが、議長からこの金額差について何か話などあったことがあるのか。

議会事務局：特にそのようなコメントは聞いていない。

- ・議長として慣例としての任期は何年か。

議会事務局：慣例として任期は 1 年である。

- ・議長の仕事量はかなり多いので、①の議員と同様の算定方式で議長、副議長の報酬を算定するのがいいと思う。

- ・今までの話合いのなかでもその方法がいいとなっているので、①でいいと思う。
- ・近畿圏内類似団体29市の平均がそのまま議員と議長及び副議長との差に近いので①でいいと思う。議長は議員に比べて仕事量が多いので、このような差がついていてもいいのではないかと思う。
- ・①でいいと思う。妥当なところだと思う。
- ・全委員で同様の意見である。市長、副市長及び教育長、それから議員と同様の算定方式で試算というのが一番妥当だと思う。

ウ 政務活動費について事務局から資料を基に説明

- ・前回の会議で政務活動費は平成10年から同額と説明したが、正しくは平成7年からであったので訂正させていただく。
- ・他市比較では、政令市を除く大阪府内の市の平均が52,733円、北河内地域の平均が52,500円、大阪府内類似団体の平均が31,000円、大阪府内類似団体で政務活動費を廃止した団体を除いた平均は34,100円である。
- ・政務活動費は経費の一部とされており物価の影響を少なくとも受けるものとして考えた場合、現行の額となった平成7年と直近の令和4年の消費者物価指数を比較すると、5.48%の上昇がみられる。
- ・長期間にわたり改定されていない団体も多いことから、他市比較の金額に物価上昇率である5.48%を加えた場合、政令市を除く大阪府内の市の平均が55,623円、北河内地域の平均が55,377円、大阪府内類似団体の平均が32,699円、大阪府内類似団体で政務活動費を廃止した団体を除いた平均は35,969円である。また、参考に、現行の政務活動費の額に物価上昇率を加えた額は42,192円である。

エ 委員意見等

- ・物価を加味しても2千円くらいしか上がらないし、市の財政も厳しいと思うので、このままの額でいいのではないかと思う。政務活動費については絶対に必要なものだと思う。
- ・物価が上がっているため、このままでは市民に対する市政報告等もできなくなる可能性もあり、議員の4年間の活動が見えなくなるかもしれない。政務活動費は使途が明確に公表されているので、使用する議員には物価に見合った部分を補填し、使用しない議員は返金するという形で、少し増額してもいいかと思う。
- ・前回、微妙なところと回答し、この間いろんな葛藤があり悩んだ。物価上昇については市民も苦勞しており、物価上昇により賃金がそれに追いついているわけでもない。今増額して市民の理解が得られるのかと思う。一方で政務活動費は大切なものでしっかりと活動してほしいという思いもあり、余ったら返還するという前提で増額するという思いもある。結論としては、現状維持でいいのではないかと思う。市民

の立場で考えれば、みんな物価が上がり日々の生活に一生懸命工夫して暮らしているのです、この4万円という金額で工夫しながら頑張っていたらと思う。

- ・類似団体平均をみるとそこまで大差はないし、実際12人中7人が満額使っていないことをみると、現状維持が妥当だと思う。
- ・地方自治法第100条第14項では、「その一部を交付する」とされており、補助するという形となっている。この月額4万円というのが、経費の一部という観点から極めて低いというなら別だが、全体的に見ると補助するという法的な趣旨は十分達成していると思う。
- ・様々な意見がでたが、政務活動費は必要だという認識は皆一致している。金額はというと、いろんな比較をした場合の数値を見ても今の金額がさほど違和感がある額ではないと思うので、この額が順当かと思う。皆さんの意見を踏まえると現行どおりでお返ししたいと思う。この先さらに物価が上がるとか、議員活動に支障が出るということがあればその時に判断を委ねることになると考える。

#### オ 結論

議長及び副議長の報酬の額については、議員と同様の算定方式で試算する。政務活動費については、現行金額で据え置くものとする。

#### (4) その他

事務局から

- ・次回の審議会は2月13日午後1時から開催とする。
- ・議員報酬、政務活動費及び市長、副市長及び教育長の給料について答申案を審議する。